

問 議 会 事 務 局 28 ・ 6 0 4 8	2月27日(火) 10:00～ 本会議(初日)
	3月6日(火) 10:00～ 本会議(代表質問)
	3月7日(水) 10:00～ 本会議(一般質問)
	3月8日(木) 10:00～ 本会議(一般質問)
	3月9日(金) 10:00～ 本会議(一般質問)
	3月12日(月) 9:30～ 常任委員会(総務市民)
	3月13日(火) 9:30～ 常任委員会(教育厚生)
	3月23日(金) 10:00～ 本会議(最終日)

平成30年四国中央市議会第1回定例会は、次の日程で開催予定です。
なお、定例会日程は変更される場合があります。ホームページや議会事務局でご確認ください。

市議会3月定例会のお知らせ

お知らせ

日：日時
場：場所
内：内容
対：対象者
定：定員
持：持参品
募：募集期限・期間
申：申込方法・申込先

円：参加費
講：講師
備：ほかの情報
FAX：ファクス番号
✉：Eメール
問：問い合わせ先

3月19日(月)から川之江庁舎の窓口業務が川之江文化センター1階に移転します



問
川之江窓口センター
川之江保健推進課窓口
川之江福祉窓口

28
・
28
・
28
・
6
1
8
2

市役所本庁舎周辺通行制限について

新庁舎連絡通路棟建設工事のため、本庁舎東側の市道ふれあい通り線の一部を通行止めになります。工事期間中はご不便、ご迷惑をおかけしますが、迂回路をご利用ください。ご理解とご協力をお願いします。

通行止め期間 3月1日(木)～4月14日(土)



防災有線告知システム音声放送の川之江地区（一部地域）の休止について

川之江庁舎のネットワーク工事のため、左記のとおり防災有線告知システムの音声放送を休止します。市民のみなさまにはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

なお、緊急放送が必要な場合は左記の防災メールなどや広報車で情報提供を行います。

休止日時

3月2日（金） 18時～
3月3日（土） 15時まで



対象地区 川之江地区の一部

ご案内方法

- 防災・広報メール
- テレガイド（フリーダイヤル）
0120・459・860

○市ホームページ・ケーブルテレビ
※それぞれの確認方法については、市ホームページをご覧ください

問総務課 28・6002

紙ンクハウスのご利用について

リサイクル回収拠点として各庁舎や公民館などに紙ンクハウスを設置しています。ご利用の際はルールを守って、リサイクルにご協力をお願いします。

○新聞紙・雑誌・雑がみ・段ボール・古着以外のごみを紙ンクハウス内に入れないでください。

○布団・じゅうたんは粗大ごみ、カーテン・座布団・破れた服・靴・かばんは燃やせるごみです。紙ンクハウスでは回収できません。

○段ボールは中の発泡スチロールやビニールなどを取り除き、折りたたんで紙ンクハウスに入れてください。

○紙ンクハウスは設置している施設にあわせて開閉されますので、利用時間などはご利用になられる施設へお問い合わせください。

問生活環境課 クリーンセンター
28・6015

平成30年度「ごみ出しマニュアル」を広報3月号と一緒に配布します

「ごみ出しマニュアル」には、収集のお休みやなどを記載しています。目につく所に貼ってご利用ください。市民のみなさまに、「ごみの出し方・分け方」をご理解頂き、ごみの減量と資源再利用の促進にご協力ください。

※保存版「ごみの出し方・分け方」は、本庁生活環境課、クリーンセンター、各窓口センター、各公民館に備え付けています

問生活環境課 クリーンセンター
28・6015

野焼きは法律で禁止されています！

野焼きによる火災も多発しています



■野焼きとは？

適法な焼却施設以外で廃棄物（ごみ）を燃やすことを野焼きと言います。廃棄物の処理及び清掃に関する法律で原則禁止されています。

■野焼きはなぜいけないの？

野焼きは、発生する煙の悪臭や洗濯物などへの臭い移りなど周辺の住民のみなさまに大変迷惑となります。また、燃焼温度が低いため、燃やすものによってはダイオキシンなどの悪性物質も発生し、健康や自然環境に深刻な影響を与えます。

さらに、周辺の住民のみなさまが火災と間違えて119番に通報するケースや、延焼し火災が発生するケースも起きています。

■野焼きの例外行為はあるの？

- 国や地方公共団体が施設管理を行うために必要な場合
- 災害の予防、応急対策、復旧のために必要な場合
- 風俗慣習上、宗教上の行事を行うために必要な場合
- 農業、林業、漁業のためやむを得ず行われる場合（廃ビニールや廃プラスチックなどは禁止）
- たき火その他日常生活で通常行われる場合で軽微なもの（ドラム缶などの使用は禁止）

※右記の場合であっても燃やす量は最小限にとどめてください

※時間帯、周辺の住民、環境などに十分な配慮が必要です

※気象状況により中止をお願いします

る場合があります

※火災と紛らわしい煙が出る場合は消防署へ届出が必要です

■市などの対応は？

通報があつた場合は警察、消防、市が現地を確認し、違反している場合には行政指導を行います。また、消火をお願いします。また、例外行為の焼却であっても同様に消火をお願いします。

■罰則はあるの？

野焼きをした個人や法人には、懲役刑若しくは罰金刑または両方が科せられる場合があります。また未遂であっても処罰される場合があります。

詳しくは市ホームページをご覧ください。

問生活環境課 28・6145

消防本部 28・9119

四国中央警察署 24・0110



土居地域のし尿汲み取り 担当業者が変更になります

期間 4月1日から2年間

西地区 上野、北野、土居、入野、畑野、
浦山、中村

担当業者 有限会社土居清掃

74・4031

東地区 小林、藤原、津根、野田、天満、
燕崎、土居・中村の一部

担当業者 有限会社みどり清掃

74・2485

問生活環境課 28・6145

ルールとマナーを守って 犬猫は正しく飼いましょう

犬の散歩などをする時は必ずリード
でつなぎ、フンの後始末はきちんと行
いましょう。また、飼っている犬猫が
迷子になったら、必ず市役所または警
察署に連絡してください。保護され
ている場合があります。

狂犬病予防注射を受けましょう

狂犬病予防の集合注射を4月9日
(月)から順次市内各所で行います。
詳しい日程や料金などは広報4月号に
掲載しますので、お近くの会場へお越
しください。なお、市内の動物病院で

も受けられます。

畜犬登録者に案内はがきを送付しま
すので、予防注射を受ける時に必ず案
内はがきを持参してください。

会場によっては混雑する場合もあり
ますので、他の犬とトラブルにならな
いようにリードでしっかりつないで、
お越しください。

問生活環境課 28・6145

確定申告での「住民税・事業税 に関する事項」について

配当割額控除額や株式等譲渡所得割
額控除額、寄附金税額控除などを申告
する場合は、確定申告書第二表の「住
民税・事業税に関する事項」欄に記載
してください。

問税務課 市民税係 28・6009

土地・家屋の価格帳簿が 縦覧できます

土地や家屋にかかる固定資産税の納
税者などが、その価格などを記した帳
簿を縦覧することができます。

平成30年度は、3年ごとの評価替え
の年で、土地・家屋の価格が見直され
ます。希望される方は縦覧にお越し
ください。

日 4月2日(月)～5月31日(木)

8時30分～17時15分(土曜・日曜・
祝日を除く)

場 税務課固定資産税係、各窓口セン
ター

※平成30年度の固定資産税納税通知書
は、5月中旬頃発送の予定で、第1期の
納期限は5月31日(木)です

問 税務課 固定資産税係
28・6205

納税は安全で便利、納め忘れの ない口座振替をご利用ください

5月から、平成30年度分の市税の納
税通知書が順次お手元に届きます。
市税の納付は、安全・便利、納め忘
れのない口座振替をご利用ください。

対象市税

市県民税(普通徴収分)、固定資産税、
軽自動車税(継続検査用納税証明書は
6月に送付予定)

申市内の左記金融機関窓口へ預金通帳
と届出印を持参して、備え付けの「市
税等預金口座振替依頼書」に記入のう
え、各納期の2か月前までにお申し込
みください。

※固定資産税第1期分からの振替を希
望される場合は、4月27日(金)まで
に取扱金融機関にてお申し込みくださ
い

取り扱い金融機関

伊予銀行、愛媛銀行、香川銀行、四

国銀行、中国銀行、百十四銀行、広島
銀行、川之江信用金庫、観音寺信用金
庫、四国労働金庫、東予信用金庫、愛
媛信用金庫、うま農業協同組合、ゆう
ちよ銀行(郵便局)、愛媛県信用漁業
協同組合連合会

問 税務課 収納係 28・6011

消費税の軽減税率対策補助金の 申請受付期間が延長されました

これまで、消費税の軽減税率対策補
助金の申請受付は、2018年1月31
日が期限でしたが、補助事業の完了が
2019年9月30日までとなったこと
で延長されました。詳しくは、お問い
合わせください。

問 軽減税率対策補助金事務局
0570・081・222

9時～17時(土曜・日曜・祝日を除く)

☞「軽減税率対策補助金」で検索

自衛隊就職説明会

日 3月14日(水) 18時～19時

場 福祉会館3階 会議室1

内 仕事内容や勤務体系、福利厚生など
※詳しくはお問い合わせください
問 自衛隊新居浜出張所

0897・32・5396



**原付・二輪・軽四輪の廃車
手続きは3月中にしましょう**

軽自動車税は4月1日現在の所有者に課税されます。軽自動車などを廃車または譲渡したり、所有者の住所を変更したときは、次の所で必ず手続きを行ってください。

原動機付自転車（125cc以下の二輪）

申本庁及び各窓口センター

問 税務課 諸税係 28・6010

自動二輪・軽二輪（125ccを超える二輪）

申 問 愛媛運輸支局

050・5540・2076

軽四輪

申 問 軽自動車検査協会愛媛事務所

050・3816・3124

学生納付特例制度をご存知ですか？

学生本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。保険料を納められないときはそのままにせず、学生納付特例を申請しましょう。

「学生納付特例」が認められた期間には、将来受け取る年金の受給資格期間には算入されませんが、年金額には反映

されません。

「納付」と「学生納付特例」と「未納」の違い

	老齢基礎年金		障害基礎年金 遺族基礎年金 (注1)
	受給資格期間 への算入	年金額への 反映	受給資格期間 への算入
納付	○	○	○
学生納付特例	○	× (注2)	○
未納	×	×	×

(注1) 障害基礎年金及び遺族基礎年金を受け取るには一定の要件があります

(注2) 保険料を10年以内に納付（追納）すると年金額に反映されます

対象となる学生

大学（大学院）・短期大学・高等学校・高等専門学校・専修学校・各種学校（学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程）に在学する学生で、本人の前年所得が一定額以下の方

申請の手続き

マイナンバーカード（個人番号カード）または通知カードと身元確認書類（運転免許証など）、年金手帳、学生証

の両面コピーまたは在学証明書原本、認め印を持参のうえ、各窓口センターへお越しください。

代理の方が来られる場合は、本人の番号確認書類に加えて、委任状と代理の方の身元確認書類（運転免許証など）が必要です。

問 新居浜年金事務所

0897・35・1300

市民窓口センター 28・6018

病児保育のご案内

市では病児保育を「ふじえだファミリークリニック（中曽根町）」内に委託・開設しています。仕事や急用など、家庭でお子さんの看病ができない時に、看護師や保育士が病気または病気の回復期のお子さんをお預かりして看護保育するものです。

入院や医療行為を行うものではありませんので、通院で治療できる程度のお子さんが対象です。

日 月曜日～金曜日 9時～17時30分

対 生後5か月～小学6年生

申 初めて利用する方は事前登録が必要です。また、現在利用している方で、今年4月以降、引き続き利用を希望する方も登録が必要です。登録申請書に

必要事項を記入し、こども課または川之江・土居福祉窓口へ提出してください。

円2500円（1日）

※生活保護受給世帯、市民税非課税世帯は減免制度があります

登録申請受付開始日

3月19日（月）

登録申請書などの設置場所

こども課、川之江・土居福祉窓口、病児・病後児ルーム「エミリア」（ふじえだファミリークリニック3階）、または市ホームページ

※詳しくはお問い合わせください
申 問 こども課 28・6027

Jアラートによる全国一斉情報伝達訓練を行います

Jアラート（全国瞬時警報システム）を用いた情報伝達訓練を全国一斉に行います。

当日は、市内全域に防災有線告知システムから音声による放送と、登録されている方には、防災・広報メールを配信します。

日 3月14日（水）11時

※気象状況などによっては、訓練を中止する場合があります

問 安全・危機管理課 28・6934



春季全国火災予防運動及び 防火ポスター展

火の取り扱いに注意しましょう

「火の用心 ことばを形に 習慣に」をスローガンに、3月1日(木)～7日(水)までの間、春季全国火災予防運動が行われます。

火災が発生しやすくなるこの季節、一人ひとりが防火の重要性を自覚し、火災を起こさないようにしましょう。

また、火災予防運動の一環として、市内小学4年生を対象に募集した防火ポスターの優秀作品を、期間中イオン川の江店に展示します。

問予防課 28・6937

川之江文化センターの利用

川之江文化センターは、耐震化工事などが完了したため、3月から貸し出しを再開します。

なお、平成30年4月以降も、施設整備工事を計画しており、貸し出しできない場合がありますのでご了承ください。

問川之江文化センター 28・6236
文化振興課 28・6043

おさがりバンク

使わなくなった制服や体操服などはありませんか？

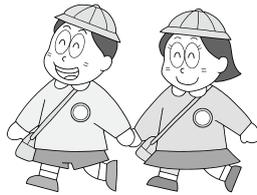
あずかります&ゆずります

卒園・卒業・成長などにより使わなくなったけれど、まだまだ使える制服や体操服。必要な方に有効活用してもらいませんか？

対市内各保育園、幼稚園、小・中学校、高校の制服など、まだ使用できる物

※名札は外して、洗濯済みの物
問ボランティア市民活動センター
(本庁舎西隣商工会館1階)

28・6039



4月から公共下水道事業が 公営企業会計に移行します

市の公共下水道事業は、4月1日から、これまでの「官庁会計(特別会計)」から地方公営企業法の財務規定などを適用した「公営企業会計」に移行し、将来の安定的な経営と市民サービスの向上を目指します。

地方公営企業法の適用の要請

全国の人口3万人以上の地方公共団体における下水道事業は、2020年4月までに公営企業会計へ移行するよう、国から要請されています。

会計方式の違い

官庁会計(単式簿記)が収入と支出を現金が動いた時点で記録する現金主義であるのに対し、公営企業会計(複式簿記)は、収入や支出を含む全ての財産の増減の変化を、その発生時点で記帳する発生主義を採用した会計方式です。

公営企業会計移行による効果

- 発生主義の採用により、現金の収支の有無にかかわらず、経済活動の発生という事実に基づきその時点で会計処理が行われます。これにより一定期間における公共下水道事業の経営状況や特定の時点における財政状況が明確になります。
- 固定資産評価を行い、毎年度減価償却を計上することにより、原価計算や損益計算が適正に行われます。
- 損益取引と資本取引に区分して経理されるため、経営状況を正確に把握することができるようになり、その分析などを通じて、資産管理をはじめとする中長期的な経営計画が立てやすくなります。
- 貸借対照表や損益計算書などの財務諸表を作成することにより、経営の透明性が向上します。また経営状況を明確化することで説明責任が向上するとともに、他市との比較が容易

になります。

問下水道課 28・6230

「三浦保」愛基金の助成希望 団体について

環境保全・自然保護活動の活性化や社会福祉の向上を行う団体を応援する当基金の助成希望団体を募集します。

募3月30日(金)まで

※詳細は、お問い合わせください

環境保全・自然保護に関すること

問環境政策課
089・912・2346

社会福祉に関すること

問県保健福祉課
089・912・2383

第10回特別弔慰金の請求期限が 近づいています

平成27年4月から、戦没者などの死亡当時のご遺族お一人に、特別弔慰金を支給しています。

請求期間が4月2日(月)までですので、まだ請求されていない方はお問い合わせください。

問生活福祉課 28・6023

市自立支援協議会権利擁護部会 研修講演会（無料）

日 3月21日（水・祝） 13時～15時（開
場12時30分）
場福祉会館4階 多目的ホール
内「そっだったのか！合理的配慮くま
ちのなかでの障害者差別解消法〜」
講又村あおいさん（内閣府障害者差別
解消法アドバイザー）
※要事前申し込み

備

○手話通訳・要約筆記の用意をしてい
ます。
○介助の必要な方は、申し込み時にお
伝えください。
○託児は無料で行いますが、申し込み
時にお伝えください。
申問生活福祉課 28・6023



市民窓口センターが

日曜日に臨時開庁します!!

3月末から4月の初めにかけては、転勤・入学・就職など異動の多い
時期ですが、平日にお仕事の都合などで市役所に来られない方のために、
次の要領で日曜日の開庁を行います。

日 3月25日（日）・4月1日（日） 8時30分～17時15分
場本庁舎市民窓口センター

【可能な手続き】

- ▼転入・転出・転居などの住民異動届の受付（個人番号カードなどに関
しては、一部の手続きが後日になります）
- ▼異動に伴う国民健康保険・国民年金の手続き（一部）
- ▼住民票・戸籍・印鑑登録証明書・税証明書など各種証明書の交付

問市民窓口センター 28・6013



中小企業事業主の皆さまへ ご存知ですか「建退共制度」

建退共制度は、中小企業退職金共済
法に基づき建設現場労働者の福祉の増
進と建設業を営む中小企業の振興を目
的として設立された退職金制度です。
詳しくは「建退共」のホームページ
をご覧ください。

問独立行政法人勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業本部
03・6731・2866

「林退共制度」の退職金請求 について

以前、林業の仕事に従事されたこと
があり、その当時、林退共制度に加
入していた、もしくは加入していたか
もしれない方で、退職金請求手続きを
したお心当たりのない方は、退職金を
まだ受け取っていない可能性があります。
林業の仕事をしていた当時の加入の
有無についても確認を行いますので、
お気軽にお問い合わせください。

問独立行政法人勤労者退職金共済機構
林業退職金共済事業本部
03・6731・2887

松山自動車道、今治小松自動車道 夜間通行止めのお知らせ

通行止め区間

大洲南IC～西予宇和IC（上下線）
日 3月26日（月）夜～4月7日（土）
朝まで（各日20時～翌朝6時）

迂回路

国道56号

通行止め区間

松山IC～大洲北IC（上下線）
日 4月16日（月）夜～4月27日（金）
朝まで（各日20時～翌朝6時）

迂回路

国道33号及び国道56号

通行止め区間

今治湯ノ浦IC～いよ小松IC（上
下線）

日 5月9日（水）夜～5月12日（土）
朝まで（各日20時～翌朝6時）

迂回路

国道11号及び国道196号

※いずれも土日の夜間は、通行止めを
実施しません

問西日本高速道路株式会社四国支社愛
媛高速道路事務所
089・905・0181



募 集

統計調査員募集

市では、各種統計調査の調査員として活動いただける方を随時募集しています。性別や経験は問いません。

内説明会への出席、調査票の配布・回収・点検整理など

対20歳以上70歳未満で、統計調査に熱意があり、時間に余裕がある方

報酬 1調査あたり3〜5万円程度

※調査の種類により、調査活動にかかると日数などを考慮して定めており、必ずしもこの範囲内とは限りません
 申問企画課 統計係 28・6005

市障がい福祉計画（第5期） タウンコメント募集

市では、障がいがある方の地域生活を支援するためのサービス基盤整備・サービス提供体制確保のための「四国中央市障がい福祉計画（第5期）」を策定しました。この計画について、広く市民のご意見を募集します。

計画案の閲覧場所

生活福祉課、川之江・土居・新宮福祉窓口、または市ホームページ

募 3月12日（月）〜4月10日（火）

申住所、氏名、ご意見やご提案を明記

し、持参・郵便・ファクス・Eメールのいずれかで提出してください（様式自由）。

申問生活福祉課 28・6023

〒799-0497

三島宮川4-6-55

FAX 28・6059

seikatsuhukushi@city.shikokuchuo.ehime.jp

メンタルヘルス研修会 参加者募集（無料）

日 3月8日（木）14時〜16時
 場 土居文化会館（ユーホール）

内メンタル不調者への対応や職場復帰支援について学ぶ

対企業・支援者の方

募 3月6日（火）まで

申所属、氏名、連絡先を明記し、電話・ファクス・Eメールで応募してください（様式自由）。

講 村松つねさん（認定NPO法人こころ塾塾長）

申問 ジョブあしすとUMA

23・6558（ファクス兼）

jobassist@lagoon.ocn.ne.jp



みしま・川之江幼児クラブの会員を募集します

遊びを通して親子のふれあいを深め、会員の親睦を図ることを目的として、幼児クラブを開設しています。幼児クラブは自主運営のため会費が必要です。

内（各クラブ共通）

歌遊び、リズム遊び、集団遊び、育児講座ほか年間各種行事（七夕、クリスマス会など）

○みしま幼児クラブ

♪もも組

（年少クラス 1〜2歳くらい）

日 4/11（水）から毎週水曜日 10:00〜11:00

♪たんぽぽ組

（年長クラス 2〜4歳くらい）

日 4/13（金）から毎週金曜日 10:00〜11:00

場 みしま児童センター（三島中央）

定 各50組くらい

円 3,000円（1人年間）

申込日 4/2（月）10:00〜11:00

※申し込みは来館のみ受け付けます

申問 四国中央市子育て支援センター

（みしま児童センター内） 28-6155



○川之江幼児クラブ

♪ひよこクラブ（1歳児）

（平成28年4月〜平成29年3月生まれ）

日 5月から月1〜2回程度の金曜日 10:30〜11:30

♪うさぎクラブ（2〜3歳児）

（平成26年4月〜平成28年3月生まれ）

日 5月から月1〜2回程度の月曜日 10:30〜11:30

場 川之江ふれあい交流センター（川之江町）

定 各30組くらい

円 3,000円（1人年間）

申込日 4/16（月）10:30〜12:00

※申し込みは来館のみ受け付けます

申問 川之江児童館 28-6290（3月まで）

川之江ふれあい交流センター 28-6247（4月から）



手話奉仕員養成講座受講生募集

日4月12日〜平成31年2月28日の原則
毎週木曜日(全46回)

13時30分〜15時30分

場商工会館1階 会議室

対手話を初めて学ぶ方

定20名 ※要事前申し込み

募4月6日(金)まで

円無料(別途テキスト代)

講県聴覚障害者協会など

※最低募集人数は5名で、5名に満たない場合は中止する場合があります

※募集要項は生活福祉課及び川之江・土居・新宮福祉窓口に備え付けています。また、市ホームページにも掲載しています

申問生活福祉課 28・6023

要約筆記者(パソコン要約筆記)養成講座受講生募集

日4月18日〜平成31年2月20日の原則

毎週水曜日(全42回) 19時〜21時

場福祉会館1階 ボランティア室

対要約筆記を初めて学ぶ方で、パソコンで文字入力ができノートパソコンを持参できる方

定20名 ※要事前申し込み

募4月6日(金)まで

円無料(別途テキスト代)

講原田佳代さん(NPO法人ファイナサポート・パピエ)

※最低募集人数は4名で、4名に満たない場合は中止する場合があります

※募集要項は生活福祉課及び川之江・土居・新宮福祉窓口に備え付けています。また、市ホームページにも掲載しています

申問生活福祉課 28・6023

図書館協議会委員募集

図書館運営について、広く市民の方々からご意見などをいただくため、図書館協議会委員を公募します。

任期

委嘱の日から2年間

※会議は年1〜2回程度開催予定

応募要件

○市内在住・在勤・在学で20歳以上の方

○本市の職員を含む行政関係の職員または市議会議員でない方

○本市の合計4以上の審議会などの委員でない方

○図書館運営や読書推進活動などに関心のある方

定2名

募3月30日(金)まで

申住所、氏名、年齢、性別、電話番号、応募の動機を明記し、持参・郵便のいずれかで応募してください(様式自由)。

選考方法

書類選考(結果は応募者全員に通知します)

申問文化振興課 28・6043

〒799・0497
三島宮川4・6・55

みしま児童センター運営委員会委員募集

児童センターの円滑な運営のため、みしま児童センター運営委員会委員を公募します。

任期

4月1日から2年間

※会議は年2回開催予定(原則公開)

応募要件

○市内在住・在勤・在学で20歳以上の方

○本市の職員を含む行政関係の職員または市議会議員でない方

○本市の合計4以上の審議会などの委員でない方

○児童センター事業に興味のある方

定2名以内

募3月31日(土)まで

申住所、氏名、年齢、性別、職業(任意)、電話番号、応募の動機を明記し、郵便・ファクスのいずれかで応募してください(様式自由)。

選考方法

書類選考(結果は応募者全員に通知します)

申問みしま児童センター

28・6072(ファクス兼)

〒799・0405

三島中央2・1・18

少年育成センター運営協議会委員募集

少年の健全育成や非行防止に努める少年育成センターを適正かつ円滑に運営するため、市少年育成センター運営協議会委員を公募します。

任期

4月1日から2年間

※会議は年1回程度開催予定

応募要件

○市内在住・在勤・在学で20歳以上の方

○本市の職員を含む行政関係の職員または市議会議員でない方

○本市の合計4以上の審議会などの委員でない方

○少年健全育成団体などに所属し、活動している方、または活動していた方

定2名

募3月19日(月)まで

申住所、氏名、年齢、性別、電話番号、応募の動機、活動経験を明記し、郵便・ファクス・Eメールのいずれかで応募してください(様式自由)。

選考方法

書類選考(結果は応募者全員に通知します)

申問学校教育課 少年育成センター

28・6064

〒799・0411

下柏町749・2

FAX 28・6195

〒799・0411

ikusei@city.shikokuchuo.ehime.jp

28・6195

〒799・0411

下柏町749・2

FAX 28・6195

〒799・0411

下柏町749・2

ikusei@city.shikokuchuo.ehime.jp

障がいのある方へ

平成29年度障がい者の
移動支援チケットについて

今年度の障がい者の移動支援チケット「しこちゅくおでかけチケット」(若草色)の有効期限は3月31日(土)までとなっています。お気を付けください。

来年度の申請は4月2日(月)から受け付けます。詳しくは広報4月号に掲載しますのでご確認ください。

問生活福祉課 28・6023

第13回愛媛県障がい者スポーツ
大会参加選手募集

平成30年度に開催する「愛媛県障がい者スポーツ大会」の参加者を募集します。

参加資格

平成30年4月1日現在で13歳以上の身体障がい・知的障がい者で原則県内在住の方
※アーチェリーは身体障がい者、ボウリングは知的障がい者のみ参加対象となります。

個人競技	開催日	場所	募集期限	問い合わせ先
陸上競技	5/27 (日)	ニンジニアスタジアム (愛媛県総合運動公園)	3/23 (金) まで	○在宅の方は 生活福祉課へ ○施設利用者は 各施設へ ○特別支援学校 生は各学校へ
卓球 (STT 含む)				
アーチェリー				
フライング ディスク				
ボウリング	6/10 (日)	キスケボウル	4/ 3 (火) まで	○特別支援学校 生は各学校へ
水泳	7/ 7 (土)	松山中央公園 アクアパレットまつやま	5/25 (金) まで	

問生活福祉課 28・6023
障がい福祉課 089・912・2423

障がいのある方へ 相談・支援事業

内容	日時	場所	問い合わせ先
パソコン文字入力講座 ※要事前申し込み	3/2～3/23の毎週金曜日 10:00～12:00	商工会館1階 会議室	障がいピアサポート センター 24-0439
県委託療育等支援事業 (講師派遣など)	随時	支援の必要な方が通う事業所、 幼稚園、保育園、学校など	澄心ばればれ 080-4659-8014
発達に心配がある未就園・未就 学のお子さんの親子遊びと相談 (発達支援課事業)	週2回(火・金曜日)	みしま児童センター・ 川之江児童館	澄心ばればれ 080-4659-8014
障がい者の就労相談・支援、 事業所からの雇用相談 ※来所による相談は要予約	月～金曜日 9:00～17:30	サンハイツ三島中央1階 (三島中央3丁目13番12号)	ジョブあしすとUMA 23-6558(ファクス兼)

TEL 29・5503 受9時～18時	相談さぽーと 夢の種	TEL 28・6266 受8時30分～17時15分	市児童発達支援センター	TEL 57・0426 受9時～18時	四つ葉	TEL 72・8080 受8時30分～17時30分	相談サポート 優	TEL 22・3802 受8時～17時	ひまわり	TEL 28・6135 受8時30分～17時15分	障がい者相談支援センター	TEL 22・4020 受9時～17時	光と風	TEL 22・3311 受9時～18時	澄心そうだんさぽーと	TEL 28・6154 受8時30分～17時15分	基幹相談支援センター
------------------------	------------	------------------------------	-------------	------------------------	-----	------------------------------	----------	------------------------	------	------------------------------	--------------	------------------------	-----	------------------------	------------	------------------------------	------------

障がいのある方へ
指定相談支援事業所

3月の相談日程

相談日は変更する場合があります。事前に電話でお問い合わせください。

法律相談 ※要予約会場の受付は相談日前日 17:15 まで		
3/ 7 (水) 13:00 ~ 15:00 受付	川之江庁舎旧館 1階 会議室	社会福祉協議会 28-6127
3/ 9 (金) 8:30 ~ 11:00 受付	福祉会館 1階 相談室 3	
3/20 (火) 8:30 ~ 11:00 受付	福祉会館 1階 相談室 3	
3/20 (火) 13:00 ~ 15:00 受付	川之江庁舎旧館 1階 会議室	
3/28 (水) 13:30 ~ 15:30	土居福祉センター※要予約	
4/ 3 (火) 13:00 ~ 15:00 受付	川之江文化センター 1階	

司法書士相談 ※相談日前の平日 17:15 までに要予約		
3/ 5 (月) 13:00 ~ 16:00	福祉会館 1階 相談室 2・3	社会福祉協議会 28-6127
3/14 (水) 13:00 ~ 16:00	川之江庁舎旧館 1階 会議室	
3/20 (火) 13:00 ~ 16:00	土居福祉センター	

人権相談		
3/19 (月) 10:00 ~ 12:00	土居福祉センター	人権施策課 28-6073
4/ 2 (月) 13:00 ~ 15:00	川之江文化センター 4階	
年中(土・日・祝日・年末年始を除く) 8:30 ~ 17:15	松山地方方法務局四国中央支局 23-2407	

年金出張相談 ※要予約		
3/ 8 (木) 10:00 ~ 14:30 受付	川之江文化センター 4階	新居浜年金事務所 (0897) 35-1445
3/22 (木) 10:00 ~ 14:30 受付	川之江文化センター 4階	
4/12 (木) 10:00 ~ 14:30 受付	川之江文化センター 4階	
4/26 (木) 10:00 ~ 14:30 受付	川之江文化センター 4階	

行政相談		
3/ 5 (月) 10:00 ~ 12:00	福祉会館 1階 相談室 1	総務課 28-6002
3/ 9 (金) 10:00 ~ 12:00	新宮公民館 1階 研修室	
3/12 (月) 9:00 ~ 12:00	土居庁舎 1階 会議室	
3/20 (火) 13:30 ~ 15:30	川之江庁舎 1階 相談室	
3/26 (月) 10:00 ~ 12:00	福祉会館 1階 相談室 1	
4/ 2 (月) 10:00 ~ 12:00	福祉会館 1階 相談室 1	

一般・消費・DV相談(相談窓口)		
3/ 1 (木) 9:00 ~ 11:30	川之江庁舎 1階 相談室	市民くらしの相談課 28-6143
3/ 6 (火) 9:30 ~ 11:30	新宮公民館 1階 研修室	
3/ 8 (木) 9:00 ~ 11:30	川之江庁舎 1階 相談室	
3/13 (火) 9:00 ~ 11:30	土居庁舎 1階 会議室	
3/15 (木) 9:00 ~ 11:30	川之江庁舎 1階 相談室	
3/22 (木) 9:00 ~ 11:30	川之江文化センター 1階	
3/29 (木) 9:00 ~ 11:30	川之江文化センター 1階	
4/ 3 (火) 9:30 ~ 11:30	新宮公民館 1階 研修室	
4/ 5 (木) 9:00 ~ 11:30	川之江文化センター 1階	
年中(土・日・祝日・年末年始を除く) 8:30 ~ 17:15	市民くらしの相談課 (本庁 2階)	

暴力団相談		
年中(土・日・祝日・年末年始を除く) 8:30 ~ 17:15	愛媛県暴力追放推進センター 089-932-1893	

もの忘れチェック体験

心配なものの忘れを早期に発見し、予防に取り組めるよう、パソコンを使ったタッチパネル式の「もの忘れ相談プログラム」を体験できます。1人5分程度で簡単にできます!

日3/7(水)、4/4(水) ※予約不要
13:30 ~ 15:00

場福祉会館 2階 高齢介護課
申問 高齢介護課 地域包括支援センター 28-6147

不動産無料相談(予約制)

日3/8(木) 13:00 ~ 17:00

場宇摩建設会館 3階

申相談日前日までの13時~17時に電話予約(土・日曜日を除く)

申問 愛媛県宅地建物取引業協会
四国中央地区連絡協議会 24-2235

無料特許相談(予約制)

日4/2(月) 13:00 ~ 16:00

場四国中央商工会議所(旧川之江保健センター)

申相談日の5日前までに電話予約

申問 四国中央商工会議所 特許相談係 58-3530

青少年の生活悩み相談(無料)

日9:00 ~ 20:00の間で随時

内電話または面接

対15~20歳の方または保護者など
場申問 自立援助ホームていーだ

74-3538(土居町小林18-3)

今月の納期

国民健康保険料 9期分

後期高齢者医療保険料 9期分

保育園保育料 3月分

幼稚園使用料 3月分

市営住宅使用料 3月分

市営住宅駐車場使用料 3月分

※納期限 4月2日(月)

水道料金 2月分

下水道使用料 2月分

※納期限 3月12日(月)

相談

賃貸住宅退去時のトラブルに

ご注意ください！

春は就職や進学、転勤などで新生活を始められる方も多く、マンションやアパートなどの賃貸住宅の契約に関するトラブルが多くなります。賃貸住宅に入居するには、一般的に賃貸契約書を貸主と取り交わし、敷金、保証金などを支払って入居しますが、退去する際に敷金を上回る金額を請求されたというトラブルが起こることがあります。

相談事例

○賃貸アパートを退去する際に、ハウスクリーニング代やクロス張替え、畳の表替えなど原状回復費用として高額な料金を請求された。きれいに使ったつもりなので納得がいかない。
○退去する時に立ち会い「修繕箇所はありません」と言われたのに、後で修繕費用を請求された。

予防策

○原状回復費用とは、部屋を入居当時の状態に戻すための費用ではなく、借主の故意・過失など通常の使用を超える損耗を修繕するための費用です。修繕費用を請求された場合は、国土交通省が定めている「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を参考にしましょう。

○入居する際には、貸主と借主の両方で物件の状態をチェックして、写真や記録を残し、退去時のトラブルを未然に防止しましょう。
○何か不安なことがありましたら、左記の相談窓口までご相談ください。

困った時は、ピピッと相談！

消費生活に関する相談窓口

市民くらしの相談課 28・6143
愛媛県消費生活センター
089・925・3700
消費者ホットライン 188



東予若者サポートステーション出張相談（要予約・無料）

日 3月5日(月)・12日(月)・19日(月) 13時～17時
場 ハローワーク四国中央1階 相談室
対就職でお悩みの15～39歳の方またはその保護者
定 1人1時間の相談で1日4名まで
申 問 東予若者サポートステーション(新居浜市繁本町8・65)
0897・32・2181



じんげん広場

子ども食堂

みなさん、「子ども食堂」という名前を聞いたことがありますか。子ども食堂とは、無料または低料金で、子どもたちに食事を提供するコミュニティの場のことです。

子ども食堂の始まりは、東京都大田区にある「気まぐれ八百屋だんだん」の店主が、2012年に作ったのが始まりと言われています。子ども食堂を立ち上げたきっかけは、朝ごはんや晩ごはんを当たり前に食べられない子どもたちがいることを知り、自分の手で行えることとして「子ども食堂」を始めたそうです。その活動が情報番組で紹介されたことを機に、短期間で全国に広がりました。

昨今、子どもの貧困問題が社会的に大きな問題となつています。核家族化が進み、共働き世帯やひとり親世帯が増加し、また世帯間の収入格差などの要因により、子どもたちの中には食事難やこしよく(孤食、固食)の問題が広がっています。

そのような中、根本的な課題解決はともかく、目の前の子どもたちに温かい食事と、集える場所を提供しようという取り組みが「子ども食堂」です。現在、全国に150か所以上の子どもの食堂があるといわれています。

運営主体はさまざまで、開催場所や費用、人材など、子ども食堂の運営には多くの課題もありますが、子ども食堂は子どもたちのコミュニ

ティの場であり、同時にセーフティネットの場でもあると思います。

本市にも「子ども食堂」があることをご存知でしょうか。現在、三島地区でひと月に1回実施しています。参加者からは「みんなと食事ができて楽しい」「ゲームや勉強もできて良かった」などの声が聞かれます。

開催内容は左記のとおりです。子ども食堂に行ってみたい、参加してみたい、また興味のある方など、お気軽にお問い合わせください。

四国中央子ども食堂

日 毎月第2日曜日 11時30分～14時30分

場 三島宮川4・1・24

※オレンジののれんが目印

円 中学生以下 無料

大人 300円

問 四国中央子ども食堂実行委員会

平日(9時～17時) 24・8416

土・日・祝日(9時～20時)

24・0688

※今の場所が手狭になっています。開催場所をお貸しいただける方、またボランティアスタッフを募集しています。

人権の日学習会

日 3月11日(日) 19時30分～21時

場 間川之江隣保館 28・6254

